七　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第三十九条の四十第六項を削る。

第三十九条の四十一第一項を次のように改める。

法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小連結親法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又はその中小連結子法人（同条第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この項において同じ。）が当該連結事業年度（同条第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同項に規定する指定事業の用に供した法第四十二条の六第一項第一号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が当該連結事業年度（法第六十八条の十一第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同項に規定する指定事業の用に供した法第四十二条の六第一項第二号に掲げるソフトウエア（法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第三十九条の四十一第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第二項」に、「第六十八条の九第六項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十八条の十一第三項に規定する政令」を「第六十八条の十一第二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「この項及び第九項第一号」を「この項及び第六項第一号」に、「調整前連結税額（同条第三項」を「調整前連結税額（同条第二項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第二項」に、「第九項第一号」を「第六項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「）で」を「）で、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第六十八条の十一第五項に規定する政令」を「第六十八条の十一第三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「指定事業の用」の下に「（法第六十八条の十一第一項に規定する指定事業の用をいう。次号において同じ。）」を加え、「又は特定生産性向上設備等」を削り、「法第六十八条の十一第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「がある場合には、当該」を「又は法第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に改め、同号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に、「以下この号及び次項第二号」を「ロ及び次項第二号」に改め、同項第二号中「又は特定生産性向上設備等」を削り、「第六十八条の十一第三項又は第四項」を「第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第六十八条の十一第十三項」を「第六十八条の十一第十一項」に、「の二以上の号に掲げる連結法人に」を「に掲げる連結法人のいずれにも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に改め、同項第一号中「で当該」を「で、当該」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「で当該」を「で、当該」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第六十八条の十一第十四項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前条第五項の規定は、法第六十八条の十一第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第三十九条の四十一第十一項及び第十二項を削る。

第三十九条の四十三第三項第一号イ、第四項第一号イ及び第五項各号中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第三十九条の四十第五項の規定は、法第六十八条の十三第四項の規定の適用がある場合について準用する。

第三十九条の四十三第八項を削る。

第三十九条の四十四の二の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十四の三　法第六十八条の十四の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の承認地域経済牽引事業計画（同項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第十三条各号に掲げる資産の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円以上のものとする。

2　法第六十八条の十四の三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十四の三第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で、特定事業用機械等（法第六十八条の十四の三第一項に規定する特定事業用機械等（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び次項において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　特定事業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設した連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定事業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3　法第六十八条の十四の三第七項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十四の三第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で、当該供用年度において特定事業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該特定事業用機械等につき法第六十八条の十四の三第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。